

公共工事における施工体制台帳の作成等の範囲の拡大について

平成 27 年 4 月 1 日以降に契約が締結された公共工事について、下請金額にかかわらず、施工体制台帳の作成及び提出、施工体系図の作成及び掲示が義務付けられましたので、お知らせします。

建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が以下のように改正されました。

これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳並びに施工体系図の作成義務は、下請金額が一定以上の工事のみが対象とされていましたが、**公共工事を受注し、下請契約を締結する全ての工事**において、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となります。また、同様に、下請金額にかかわらず、施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する必要があります。

尚、技術者が専任すべき工事、特定建設業の許可を要する工事についてはこれまでと変わりません。

つきましては、遺漏なきようご対応ください。

■ 施工体制台帳の作成等の対象となる公共工事は、以下のとおり

改正前		改正後
下請契約の請負代金額の合計が 3,000 万円以上（建築一式工事の場合は 4,500 万円以上）となる工事		下請契約を締結する全ての工事

※詳細については、下記の「国土交通省ホームページ」でご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html